

目次

東北運輸局編

■ 本書について	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	12
4 自動車の点検整備制度	13
5 自動車の検査制度	20
6 認証制度	28
7 指定制度（工場関係）	35
8 指定制度（検査員関係）	41
9 指定制度（保安基準適合証関係）	43
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	57

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	64
2 自動車の装置一般	70
3 自動車の車体関係	74
4 自動車の室内関係	81
5 自動車の灯火関係	88
6 警音器・後写鏡・速度計 他	98
7 テスタ等による機能維持確認	101

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	116
2 年度別計算問題	118
3 年度別計算問題（軸重等）	130

第4章 年度別試験問題

1 令和4年度 第1回	133
2 令和4年度 第2回	144
3 令和3年度 第1回	155
4 令和3年度 第2回	165
5 令和2年度 第1回	175
6 令和元年度 第2回	185

第5章 暗記ノート

《法令の改正》

◎車両法：令和元年5月24日
法律第14号まで

◎施行規則：令和4年5月20日
国土交通省令第45号まで

◎点検基準：令和2年2月6日
国土交通省令第6号まで

◎審査規程：令和4年12月26日
第47次改正まで

本書について

本書は、東北運輸局において平成元年度第2回から令和4年度までに行われた4年分（合計6回）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の5つに区分してあります。

第1章 車両法（10区分）

第2章 保安基準（8区分）

第3章 計算問題（4年分／7回）

第4章 年度別試験問題（4年分／6回）

第5章 暗記ノート

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する

②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号を記入する

③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句または数値を記入する

本書では、①の○×式はそのまま、②及び③の穴埋め問題については全て記述式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R4.1]であれば、令和4年度第1回の試験問題、[R1.2]であれば令和元年度第2回の試験問題であることを示します。[R3.2/R2.1]の場合は、令和3年度第2回と令和2年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R3.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法令の改正等があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き換えていることを示します。なお、本書は令和5年2月1日時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を収録しています。

第3章では、「ブレーキ制動力」及び「軸重等」の計算問題について、計算式を示しわかりやすく解説しています。

第4章の「年度別試験問題」は、令和4年度第1回から過去4年分（6回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、東北運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査事務規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて、弊社発行の「自動車検査ハンドブック令和5年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和5年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和5年版」（定価3,000円）をご活用ください。

法令改正について：基本的に令和5年2月1日時点での法令に対応しています。
したがって、2月以降の法令改正については、御注意ください。

◎本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

株式会社公論出版 ホームページ 書籍サポート/訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html または右の二次元コードよりご確認ください。



本書の内容で分からないことがありましたら、**必要事項を明記の上**、下記のいずれかの方法でお問い合わせください。なお、**お電話での問い合わせは受け付けておりません**。

本書籍に関するお問い合わせ

メール 	inquiry@kouronpub.com  または	問合せフォーム 	FAX  03-3837-5740 必要事項 ・お客様の氏名とフリガナ ・FAX 番号（FAX の場合のみ） ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容
--	---	--	--

※お問い合わせは**本書の内容に限り**ます。また、回答までに時間がかかる場合がございます。必要事項に記載漏れ等があるとお答えできかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※キャリアメールをご使用の場合は、必ず事前に受信設定をご確認の上、上記メールアドレスの受信設定を行ってからご連絡ください。

令和5年5月 編集担当：清家

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行令	道路運送車両法施行令
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
保適の有効期間と自賠保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
校正の取扱い	指定自動車整備事業規則第12条の規定に基づく校正に係る取り扱いについて
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取り扱いについて（依命通達）
「自動車部品の取扱い」の細部取扱い	「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取り扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて
検査機器の取扱	自動車検査用機械器具の構造と取扱
光吸収係数の測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて

最近の主な改正概要 (令和4年2月～令和5年2月)

◆車両法◆

1. 自動車検査証の電子化〔令和元年5月24日公布・令和5年1月1日施行（軽自動車は令和6年1月施行）〕

- ①自動車検査証の電子化
- ②自動車検査証の電子化に伴う記録等事務委託制度の創設

◆施行規則◆

1. 電子検査証の記載事項等〔令和5年1月1日施行〕

電子検査証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載される。自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置その他の情報は、ICタグの記録事項となる。

◆審査規程◆

◎第47次改正〔令和5年1月4日施行〕

1. 自動車検査証の電子化に伴う取扱い

自動車検査証の電子化に伴い、審査方法等の文言（例：記載 ⇒ 記載又は記録）が改正された。

◎第46次改正〔令和4年10月28日施行〕

1. 不適切な補修等

保安基準に適合しない装置又は部品の取付けについて、「保護棒又は保護仕切」に関する内容が追加された。

2. 側方反射器

長さ6mを超える自動車の最前部に取付ける側方反射器について、セミトレーラの取付位置の規定が追加された。

3. 補助制動灯

装備しなければならない自動車に、車室又は荷室に特種な設備を備えた特種用途自動車が追加された。

第1章 車両法

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別（法令）	7
4. 自動車の種別（別表第1）	7

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	9
2. 自動車登録番号標の封印等	9
3. 変更登録・移転登録	10
4. 自動車登録番号標の表示	10
5. 打刻の塗まつ等の禁止	11
6. 臨時運行	12

3. 保安基準

1. 保安基準	12
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	13
2. 日常点検整備	13
3. 定期点検整備（点検時期）	15
4. 定期点検整備（点検内容）	16
5. 点検整備記録簿	18
6. 整備命令	19

5. 自動車の検査制度

1. 新規検査	20
2. 自動車検査証の有効期間	20
3. 自動車検査証の有効期間の起算日	21
4. 継続検査	22
5. 自動車検査証の備付けと検査標章の表示	23
6. 自動車検査証記録事項の変更	23
7. 限定自動車検査証	24
8. 自動車部品を装着した場合の取扱い	24

6. 認証制度

1. 認証	28
2. 認証基準	28
3. 特定整備の定義	30
4. 特定整備事業者の変更届	31
5. 特定整備事業者の標識	31
6. 特定整備事業者の義務	31
7. 特定整備記録簿	32
8. 設備の維持等	32
9. 特定整備事業者の遵守事項	33
10. 整備主任者	34

7. 指定制度（工場関係）

1. 指定自動車整備事業の指定	35
2. 指定工場の設備、技術及び管理組織	35
3. 検査の設備の基準	37
4. 要員関係の基準の解釈	38
5. 作業場等の基準の解釈	38
6. 対象自動車の指定	39
7. 設備の維持	40
8. 検査用機器の校正	40

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	41
2. 自動車検査員の要件	41
3. 自動車検査員の兼任	41
4. 自動車検査員の解任	42

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付	43
2. 指定事業者による点検の基準	44
3. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	45
4. 自動車検査員による証明	47
5. 自動車検査員の服務	48
6. 自動車検査員の作業区分	48
7. 保安基準適合証等の有効期間	49
8. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い （現車提示の省略）	49
9. 保安基準適合標章の表示	50
10. 保安基準適合証等の取扱い（記載方法）	51
11. 保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）	52
12. 走行距離計表示値の取扱い	53
13. 保安基準適合証の取扱い （最終の検査申請日）	53
14. 自賠償保険証明書の備付け	55
15. 自賠償保険証明書の提示	55
16. 限定保安基準適合証	56

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項・保存期間）	57
2. 指定整備記録簿（記載要領）	58
3. 指定事業者への罰則の適用	58
4. 不正使用等の禁止	59
5. 不正改造等の禁止	59

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

【過去出題例】

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2/R2.1]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の（ ）並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2/R1.2]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の（ ）の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]

◎正解 1…公害/技術：2…保全/整備事業：3…安全性/技術：4…環境/整備事業

【関係法令】

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

【過去出題例】

- ☑1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。[R3.1/R1.2]
- ☑2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する（ ）以外のものをいう。[R4.2]
- ☑3. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する（ ）以外のものをいう。[R3.2]

◎正解 1…軽車両：2…原動機付自転車：3…原動機/原動機付自転車

【関係法令】

◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 自動車の種別（法令）

【過去出題例】

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び（ ）又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R4.1]
2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び（ ）並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R2.1]

◎正解 1…総排気量：2…構造

【関係法令】

◆車両法◆第3条（自動車の種別）

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令〔施行規則第2条〕で定める。
 - ▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として、「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
 - ▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

4 自動車の種別（別表第1）

【過去出題例】

1. 平成27年に製作された総排気量が1.49ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.56m、幅1.69m、高さ1.90mの自動車の種別は、普通自動車である。[R4.2]
2. 平成25年に製作された総排気量が1.99ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.69m、幅1.75m、高さ1.80mの自動車の種別は、小型自動車である。[R4.1]
3. 平成28年に製作された総排気量が0.65ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ3.45m、幅1.52m、高さ1.98mの自動車の種別は、軽自動車である。[R3.2]
4. 平成30年に製作された総排気量が1.79ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.57m、幅1.76m、高さ1.47mの自動車の種別は、普通自動車である。[R3.1]
5. 令和2年に製作された総排気量が1.49ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.29m、幅1.69m、高さ2.05mの自動車の種別は、小型自動車である。[R2.1]
6. 平成28年に製作された総排気量が2.49ℓのガソリンエンジンの四輪自動車であつて、長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.43mの自動車の種別は、普通自動車である。[R1.2]

◎正解 1…×（普通⇒小型）：2…×（小型⇒普通）：3…×（軽⇒小型）：4…○：
5…×（小型⇒普通）：6…○

本章では、製作年月の記載が無い場合、過去の問題において指定されている製作年月日にかかわらず、全て令和2年1月製作車としている（第4章においても同じ）。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1. 自動車の構造関係

1. 不適切な補修等	64
2. 長さ、幅及び高さ	65
3. 最低地上高	66
4. 車両総重量・軸重・輪荷重	67
5. 安定性	69
6. 最小回転半径	69

2. 自動車の装置一般

1. 速度抑制装置	70
2. 走行装置	70
3. 制動装置	72
4. 緩衝装置	73

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	74
2. 車体表示	76
3. 巻込防止装置	77
4. 突入防止装置	78
5. 前部潜り込み防止装置	80

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	81
2. 運転者席	81
3. 座席	82
4. 座席ベルト	82
5. 座席ベルト非装着時警報装置	83
6. 乗降口	84
7. 非常口	84
8. 物品積載装置	85
9. 窓ガラス	86
10. 窓ガラス貼付物等	86

5. 自動車の灯火関係

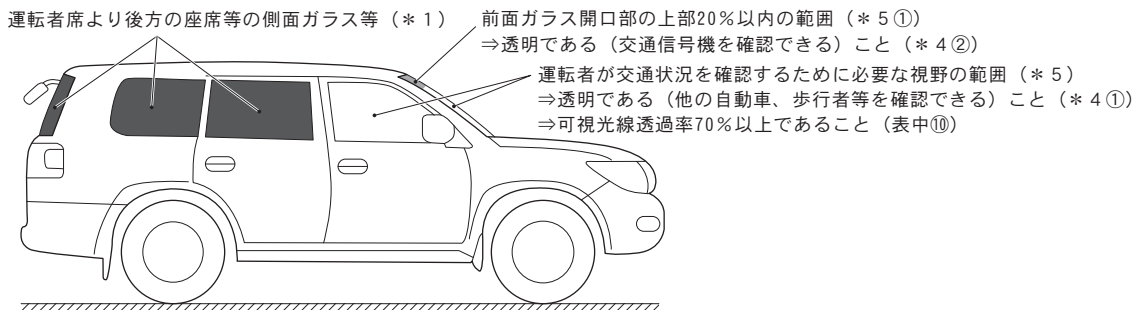
1. 走行用前照灯	88
2. すれ違い用前照灯	88
3. 前部霧灯	89
4. 車幅灯	90
5. 側方灯	91
6. 尾灯	92
7. 後部霧灯	92
8. 後部反射器・大型後部反射器	93
9. 補助制動灯	95
10. 後退灯	95
11. 方向指示器	96
12. その他の灯火等の制限	97

6. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 後写鏡	98
2. 直前及び側方の視界	99
3. 速度計	99
4. 消火器	100
5. 運行記録計	100
6. 自主防犯活動用自動車	100

7. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスタ）	101
2. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	101
3. 騒音防止装置（近接排気騒音の測定方法）	104
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）	106
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	108
6. すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向 （前照灯試験機）	112
7. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	114
8. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	115



5. 自動車の灯火関係

本項では特に注釈のない限り、乗車定員9人以下の乗用自動車の基準要約を収録している。そのため、二輪自動車や貨物自動車の基準と異なる場合がある。

1 走行用前照灯

【関係法令(参考)】

◆審査規程◆7-65 走行用前照灯・要約

【視認審査】

区分	製作年月日	平成18年1月1日～
確認距離		▪ 夜間・前方100mの障害物を確認(テストによる審査に適合するものは適合)
灯光色		▪ 白色
個数		▪ 2個又は4個 ▷ 4個の格納式走行用前照灯を備えるものは、パッシング用の前照灯を2個追加して備えることができる。 ▷ 二輪自動車及び側車付二輪自動車は1個又は2個。
点灯確認用インジケータ		▪ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
点灯操作		▪ 車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に走行用前照灯を点灯できない構造であること。
左右対称		▪ 左右同数、左右対称であること(走行用前照灯を1個備える場合を除く)。 ▷ 二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものは、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯が左右対称の位置にあればよい。

2 すれ違い用前照灯

【過去出題例】

- ☑1. 平成19年2月に製作された普通貨物自動車において、すれ違い用前照灯の灯光の色が淡黄色であったが、車幅灯の灯光の色も淡黄色であったので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R3.2]
- ☑2. 平成29年7月に製作された普通乗用自動車において、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁について測定したところ、自動車の最外側から380mmであったため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R4.1]
- ☑3. 平成24年5月に製作された普通乗用自動車のすれ違い用前照灯取付位置を確認したところ、照明部の最外縁が自動車の最外側から内側へ420mmの位置であったため、保安基準に不適合と判断した。[R1.2]

◎正解 1…×：2…○：3…○

【関係法令】

◆審査規程◆7-66 すれ違い用前照灯・要約

〔視認審査〕

区分	製作年月日	～平成 17 年 12 月 31 日	平成 18 年 1 月 1 日～
確認距離		▪ 夜間・前方 40m の障害物を確認（テストによる審査に適合するものは適合）	
灯光色		▪ 白色又は淡黄色（全てが同一であること）	▪ 白色
個数		▪ 2 個 ▷ 二輪自動車及び側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車は 1 個又は 2 個。	
取付位置		▪ 上縁…地上 1,200mm 以下 ▪ 最外縁…自動車の最外側から 400mm 以内 ▪ 左右対称	▪ 上縁…地上 1,200mm 以下 ▪ 下縁…地上 500mm 以上 ▪ 最外縁…自動車の最外側から 400mm 以内 ▪ 左右対称
ディスチャージランプの場合		—	▪ 放電灯光源の場合、走行用前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
点灯操作		—	▪ 車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合にすれ違い用前照灯を点灯できない構造であること。

5. 自動車の灯火関係

〔二輪自動車の前照灯・常時点灯〕

区分	自動車の製作年月日	
国産新型車	～ H9.9.30 (常時点灯でなくてもよい)	H9.10.1 ～ (常時点灯する構造であること (*))
継続生産車、輸入車	～ H10.3.31	H10.4.1 ～

3 前部霧灯

【過去出題例】

- ☑1. 長さが 6m を超える貨物の運送の用に供する自動車の前面には、前部霧灯を備えなければならない。[R3.1]
- ☑2. 自動車に備える前部霧灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一でなければならない。[R2.1]
- ☑3. 前部霧灯は、同時に 3 個以上点灯しないように取付けられていること。[R4.2]
- ☑4. 前部霧灯は、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の点灯状態にかかわらず、点灯及び消灯できるものであること。[R3.2]

◎正解 1…×：2…○：3…○：4…○

【関係法令】

◆審査規程◆7-70 前部霧灯・要約

〔装備要件〕

- 自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる [任意灯火]。

2. 年度別計算問題

1 令和4年度 第1回問題

【1】表1の諸元の自動車について、ブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ表2のとおりでした。この結果から、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に基づき表3の（ ）の中にあてはまる適切な数値を記入しなさい。[改]

※1：ブレーキ・テストのローラは乾燥している状態であり、ローラ上では車輪はロックしなかった。

※2：①、③は小数点第3位を切り上げ、小数点第2位までとすること。

※3：⑤、⑦、⑨は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までとすること。

表1

最高速度	180km/h	
車両重量	前軸	680kg
	後軸	510kg
乗車定員	5人	

表2

主制動力 ※1	前輪	右	1,650N
		左	2,200N
	後輪	右	1,090N
		左	1,180N
駐車ブレーキの制動力		右	1,770N
		左	1,360N

表3

	計算値	判定根拠数値	
主制動力	左右の前車輪の制動力の差を審査時車両状態における前車軸の軸重で除した値	(①) N/kg ※2	(②) N/kg 以下
	左右の後車輪の制動力の差を審査時車両状態における後車軸の軸重で除した値	(③) N/kg ※2	(④) N/kg 以下
	後車輪にかかわる制動力の和を審査時車両状態における後車軸の軸重で除した値	(⑤) N/kg ※3	(⑥) N/kg 以上
	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値	(⑦) N/kg ※3	(⑧) N/kg 以上
駐車ブレーキの制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値	(⑨) N/kg ※3	(⑩) N/kg 以上	

解説

①審査時車両状態における前軸重に対する左右差

制動力の前輪左右差＝制動力（前輪 左－右）＝2200N－1650N＝550N

審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前軸）＋55kg＝680kg＋55kg＝735kg

$$\text{①} = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{550\text{N}}{735\text{kg}} = 0.748\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位を切り上げ、第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「8」である。これを切り上げると、答えは「0.75N/kg」となる。

また、判定根拠数値は「②0.78N/kg以下」である。

③ 審査時車両状態における後軸重に対する左右差

制動力の後輪左右差=制動力（後輪 左-右）=1180N-1090N=90N

審査時車両状態における後軸重=車両重量（後軸）=510kg

$$\textcircled{3} = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{90\text{N}}{510\text{kg}} = 0.176\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位を切り上げ、第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「6」である。これを切り上げると、答えは「0.18N/kg」となる。

また、判定根拠数値は「④0.78N/kg以下」である。

⑤ 審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合

後輪制動力=主制動力（後輪 右+左）=1090N+1180N=2270N

審査時車両状態における後軸重=510kg

$$\textcircled{5} = \frac{\text{後輪制動力}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{2270\text{N}}{510\text{kg}} = 4.4509\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「09…」である。これを切り捨てると、答えは「4.45N/kg」となる。

また、判定根拠数値は「⑥0.98N/kg以上」である。

⑦ 審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力（総和）の割合

制動力の総和=主制動力（前輪 右+左）+（後輪 右+左）

$$= 1650\text{N} + 2200\text{N} + 1090\text{N} + 1180\text{N} = 6120\text{N}$$

審査時車両状態における自動車の重量=車両重量（前軸+55kg+後軸）

$$= 680\text{kg} + 55\text{kg} + 510\text{kg} = 1245\text{kg}$$

$$\textcircled{7} = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{6120\text{N}}{1245\text{kg}} = 4.915\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「5…」である。これを切り捨てると、答えは「4.91N/kg」となる。

また、ブレーキ・テストのローラが乾燥している状態のため、判定根拠数値は「⑧4.90N/kg以上」となる。

⑨ 審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合

駐車ブレーキの制動力=駐車ブレーキの制動力（右+左）=1770N+1360N=3130N

審査時車両状態における自動車の重量は⑦より1245kg

$$\textcircled{9} = \frac{\text{駐車ブレーキの制動力}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{3130\text{N}}{1245\text{kg}} = 2.514\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「4…」である。これを切り捨てると、答えは「2.51N/kg」となる。

また、判定根拠数値は「⑩1.96N/kg以上」である。

3. 年度別計算問題（軸重等）

※令和4年度～令和2年度は出題がありませんでした。

1 令和元年度第2回問題

【1】次の図及び表1の諸元の小型貨物自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に基づき表2中の①～⑮に入る適切な数値を記入しなさい。

- ※1. 計算結果は全て小数点以下を切り捨てること。
- ※2. ①～⑮は末尾を2捨3入又は7捨8入により0又は5に丸めること。

図

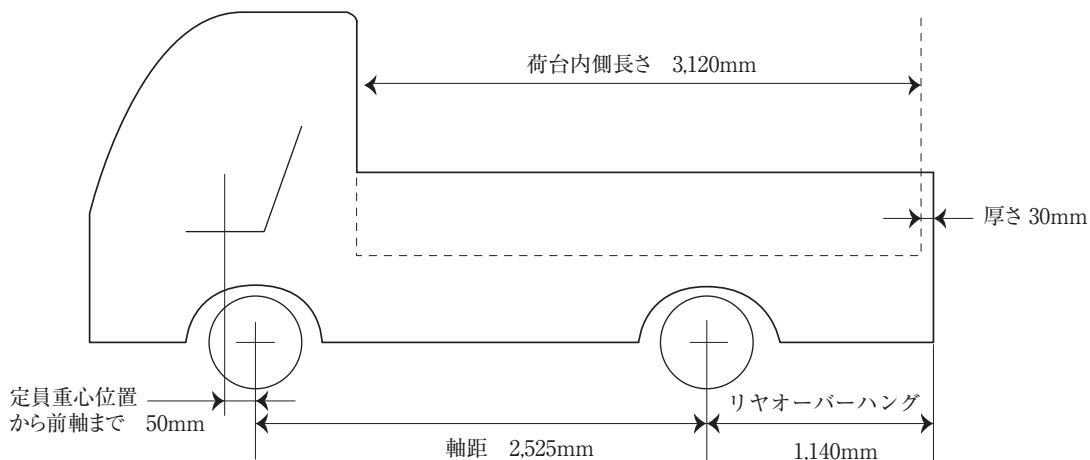


表1 [諸元]

種別・用途	小型・貨物	タイヤサイズ	205/70R16 111/109 LT (全ての車輪)	
車体の形状	キャブオーバ	タイヤ負荷能力 (1本あたり)	前輪 (シングル)	1,090kg
車両重量	前軸	許容限度	後輪 (ダブル)	1,030kg
	後軸		930kg	前軸
乗車定員	3人		後軸	4,400kg
最大積載量	2,000kg		車両総重量	4,990kg
			最高速度	135km/h

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		1,500kg	930kg	① kg
乗車定員	② mm	③ kg	④ kg	⑤ kg
最大積載量	⑥ mm	⑦ kg	⑧ kg	2,000kg
車両総重量		⑨ kg	⑩ kg	⑪ kg
積車時タイヤ負荷率		⑫ %	⑬ %	

この自動車の空車時及び積車時におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和は、それぞれ車両重量の⑭%、車両総重量の⑮%である。

本章では、製作年月の記載が無い場合、過去の問題において指定されている製作年月日にかかわらず、全て令和2年1月製作車として模範解答及び解説を収録している。

4-1 ▶令和4年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】 次の各々の文章は、道路運送車両法に規定されている事項に関して述べたものです。()の中にあてはまる条文の適切な数値又は字句を、選択欄から1つ選び(2回以上の選択可)、答えを記号で記入しなさい。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の(①)並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び(③)又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
3. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から(④)日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。
4. 自動車は、交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の(⑤)に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
5. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、(⑥)のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は第32条(職権による打刻等)の規定による命令を受けたときは、この限りでない。
6. 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を(⑦)して、国土交通大臣の行う(⑧)を受けなければならない。
7. 自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の(⑨)を受けなければならない。
8. 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が(⑩)に適合するようにしなければならない。

ア: 15	イ: 20	ウ: 30	エ: 維持	オ: 規格	カ: 装置
キ: 形状	ク: 認定	ク: 表示	シ: 整備	ス: 認証	セ: 業務
ソ: 管理	タ: 識別	テ: 保全	ト: 提示	ナ: 指定	ニ: 継続検査
ネ: 技術基準	ノ: 整備事業	ハ: 点検基準	ヒ: 運送事業	ホ: 保安基準	ミ: 総排気量
ム: 予備検査					

【2】 次の1から15について、道路運送車両法及び関係法令等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を記入しなさい。

1. 平成25年に製作された総排気量が1.99ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.69m、幅1.75m、高さ1.80mの自動車の種別は、小型自動車である。
2. 封印の取り付けは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の右側の取り付け箇所に行うものとする。
3. 保安基準は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならないが、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。
4. 貨物運送用の自家用検査対象軽自動車の日常点検は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に実施しなければならない。
5. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
6. 自動車検査証の有効期間が満了する日が令和4年10月1日までの普通貨物自動車について、自動車の長さ及び幅の変更のみに係る構造等変更検査を令和4年9月1日に受けた場合、交付される自動車検査証の有効期間が満了する日は令和5年10月1日である。
7. 限定自動車検査証の有効期間は、30日である。
8. 法第48条（定期点検整備）に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
9. 整備主任者は、同一の自動車特定整備事業者の他の事業場であれば、複数の事業場で兼務することができる。
10. 衝突被害軽減制動制御装置の装着が保安基準により義務付けられている自動車において、運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーが取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）を脱着する行為は、特定整備に該当する。
11. 「車両総重量8t以上の自家用自動車」の定期点検整備の点検時期は、6月ごとである。
12. 「乗車定員10人以下の乗用の普通自動車のレンタカー」の定期点検整備の点検時期は、6月ごとである。
13. 自動車点検基準別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車に限り、走行装置「ホイール」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の点検は、12月ごとに行わなければならない。
14. 自動車点検基準別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）において、かじ取り装置「ロッド及びアーム類」の「緩み、がた及び損傷」の点検は、12月ごとに行わなければならない。
15. 自動車点検基準別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、制動装置「ブレーキ・ディスク及びパッド」の「ディスクとパッドとのすき間」の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり1万km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。

◎保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、製作年月の記載が無い場合、令和2年1月製作車に適用される基準とします。

車両法

◆車両法の目的

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに【①】の確保及び【②】の防止その他の【③】の保全並びに【④】についての【⑤】の向上を図り、併せて自動車の【⑥】の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

◆用語の定義

2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び【①】をいう。

3. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、【①】以外のものをいう。

◆自動車の種別（法令）

4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び【①】並びに原動機の種類及び【②】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

◆自動車の種別（別表第1）

5. 小型自動車は、四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（【④】を燃料とする自動車及び【⑤】のみを燃料とする自動車を除く）にあっては、その総排気量が【⑥】ℓ以下のものに限る）である。

6. 軽自動車は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が【④】ℓ以下のものに限る）である。

7. 令和2年に製作された総排気量が1.49ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.29m、幅1.69m、高さ2.05mの自動車の種別は、【①】自動車である。

8. 平成28年に製作された総排気量が0.65ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ3.45m、幅1.52m、高さ1.98mの自動車の種別は、【①】自動車である。

1. ①安全性
②公害
③環境
④整備
⑤技術
⑥整備事業
2. ①軽車両
3. ①原動機付自転車
4. ①構造
②総排気量
5. ①4.70
②1.70
③2.00
④軽油
⑤天然ガス
⑥2.00
6. ①3.40
②1.48
③2.00
④0.660
7. ①普通
8. ①小型